

# 敷地増（住宅）開発行為許可申請審査表

【 市街化調整区域内、法29条、法34条12号、条例3条3号 】

■この審査表は、審査事項の確認不足防止・審査の迅速化や平準化等、適切な審査体制の確保を目的として作成したものであり、標準的な申請において適用する。（この審査表は『敷地増（住宅）』において自己居住用に限ったものである。）  
 ■なお、この審査表は、審査の透明性や申請書類を作成する際の留意事項の確認等に寄与するものであることから、公表（群馬県ホームページ上に公開）する。

申請者	住所 氏名	申請地	
予定建築物の用途	住宅	勤務地	
技術基準の適用		手数料	8,600円
農転調整	有・無	4条・5条	月可 月保留
			代理人 連絡先

※都市計画法30条に基づく次の申請書及び添付図書により、同法31条～34条の各規定の適否を審査する。  
 ※審査にあたっては、申請書及び添付図書が群馬県県土整備部建築課作成の『都市計画法に基づく開発許可制度の手引（以下「手引」と称す）』の「第6章 開発許可申請等手続き」等に基づき作成されているか確認する。

◆手引第6章1(2)『開発許可申請書及び添付図書』を参照

番号	適否	名称【関係規定】	●…記載等説明（主なもの（その他、手引参照）） ▲…簡素化に係る説明（平成28年度以降）
1		開発行為許可申請書【省令16条】	●1欄の地番は昇順に記入。2欄は実測面積記入（小数点以下切捨て）。
2		委任状	●代理者の資格、登録番号記載。
3		申請理由書	●何故申請に至ったかを明瞭簡潔に記載。土地が使用貸借の場合、将来相続予定である旨明示。 ▲理由の記載があれば、内容の修正は求めない。
4		土地の地図（公図の写し）【県規則6条】	●土地の登記事項証明書と整合するもの。
5		土地の登記事項証明書【県規則6条】	●申請時に権利効力のあるもの。
6		開発行為の施行等の同意書【省令17条】	▲許可時2/3以上の同意があればよい。ただし、すべての同意が得られなければ、工事を行うことが出来ないことに注意する。（手引第3章18参照）
7		同意をした者の本人確認資料【県規則5条】	●「印鑑証明書」による場合は、同意書押印時に有効なもの。
8		開発区域内権利者一覧表【県規則5条】	▲筆数10以上は添付する。
9		水利権者の同意書	▲許可・承認等の状況を申請書「その他必要な事項」欄に記入又は別添参考様式「関連他法令許可等一覧表」を添付すれば省略可能。
10		他法令許可書等の写し関連他法令許可等一覧表	
11		現況写真（2方向以上）	▲現況図から現地状況を判断することが難しい場合は添付を求める。

◆手引第6章1(2)表1『法第34条各号に関する申請に必要な図書』を参照 ⇨ 立地基準適否の審査は別記による

番号	適否	名称【関係規定】	●…記載等説明（主なもの（その他、手引参照）） ▲…簡素化に係る説明（平成28年度以降）
12		線引き以前から住宅であったことを示すもの	●「登記事項証明書（建物）」や「課税証明」等
13		予定建築物の各階平面図	●既存がある場合、既存建築物も含む
14		予定建築物の立面図	●既存がある場合、既存建築物も含む ▲建築物の高さを土地利用計画図、平面図に明示すれば添付不要

◆手引第6章1(2)表2『設計図（作成した者の氏名の記載を要す。）』を参照

番号	適否	名称【関係規定】	●…記載等説明（主なもの（その他、手引参照）） ▲…簡素化に係る説明（平成28年度以降）
15		開発区域位置図【省令17条】	●縮尺1/10,000以上
16		開発区域区域図【省令17条】	●縮尺1/2,500以上
17		現況図【省令16条】	●縮尺1/1,000又は1/2,500以上。開発区域区域図との兼用が可能。
18		求積図 面積 m <sup>2</sup>	●縮尺1/500以上 ▲許可時においては、求積方法及び算出結果の記載による簡略化が可能。 <sup>※1</sup>
19		土地利用計画図【省令16条】	●縮尺1/500又は1/1,000以上
20		造成計画平面図【省令16条】	●縮尺1/500又は1/1,000以上
21		造成計画縦横断面図【省令16条】	●縮尺1/500以上 ▲高低差1m以上の部分のみ添付すれば可。
22		排水施設計画平面図【省令16条】	●縮尺1/500以上
23		排水施設構造図	●縮尺1/50以上 ▲許可時においては、技術基準への適合について文言記載による図面の簡略化が可能。 <sup>※1</sup>
24		がけの断面図【省令16条】	●縮尺1/50以上
25		擁壁の断面図【省令16条】	●縮尺1/50以上
26		構造計算書	▲許可時においては、技術基準への適合について文言記載による計算書の簡略化が可能。 <sup>※1</sup>
27		その他、知事が必要と認める図書【県規則6条】	●上記図書以外で、法33条、34条の各規定に適合することを確認するために必要なもの。

◆別記（立地基準適否の審査）→法34条12号（条例3条3号）に適合することの審査事項			
※番号1～3のすべてに該当すること。（繰引き：昭和・平成 年 月 日）			
番号	適否	審査事項	
1		申請の用途が住宅であること。	
2		拡張する敷地の位置は、既存敷地に隣接する土地であること。（ただし、隣接する土地が開発された土地（露天駐車場等も含む。）又は公共物があって拡張することが困難な場合は公共物を挟み向かい合う土地も可能。）	
3		拡張後の敷地面積の合計は、500㎡以下であること。	
特 記 事 項	<input type="checkbox"/>	現地調査：令和 年 月 日	処 理 欄
			受 付
			許 可
			前・太 土木事務所 令和 年 月 日 第 号 令和 年 月 日 許可番号 第 ー 号

※1：簡略化した場合は、①許可条件として完了時まで当該図書の提出が必要であること。②許可時と内容が変わる場合は、変更許可が必要であること。③技術基準に抵触する場合は、許可を取り消す場合があることを申請者（代理人）に周知する。